

鳴門教育大学附属幼稚園における保育料の免除等に関する規程

平成16年 4月1日

規程第 85 号

改正 平成20年3月17日規程第38号

平成27年3月25日規程第34号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学附属幼稚園園則（平成16年校則第4号）第32条第2項の規定に基づく保育料の免除及び徴収猶予（以下「保育料の免除等」という。）の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(免除等の対象者)

第2条 保育料の免除等の対象となる者は、鳴門教育大学附属幼稚園（以下「幼稚園」という。）の幼児とする。ただし、保育料の滞納者は、対象としない。

(免除等の申請)

第3条 保育料の免除等を受けようとする者は、別記様式第1号又は第2号の申請書に、別表に掲げる書類を添え、所定の期限までに学長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 保育料の免除等の許可は、第14条に規定する選考会議の意見を聴いて、学長が行う。

第2章 保育料の免除

(経済的理由による免除)

第5条 経済的理由により保育料の納付が困難であると認められる者は、保育料を免除することができる。

(免除の取扱い及び期間)

第6条 前条の免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は当該限りとする。

(免除の額)

第7条 免除の額は、原則として各期分の保育料について、その全額又は半額とする。

(死亡等による免除)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、未納の保育料の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 保育料の未納を理由に除籍された場合

2 保育料の徴収猶予を許可されている幼児に対し、その願い出により退園を許可した場合は、月割計算により退園した日の属する月の翌月以降に納付すべき保育料の全額を免除することができる。

3 前項に定める幼児は、退園を許可されたときに退園する日の属する月までの保育料を納付するものとする。

(災害等による免除)

第9条 次の各号の一に該当する特別な事情により保育料の納付が著しく困難であると認

められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき保育料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の保育料の納期限以前であり、かつ、当該幼児が当該期分の保育料を納付していない場合においては、当該期分の保育料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 保育料の各期ごとの納期前6月以内（新入園児に対する入園した日の属する期分の免除に係る場合は、入園前1年以内）において、幼児の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は当該園児若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

第3章 保育料の徴収猶予

（徴収猶予の理由等）

第10条 次の各号の一に該当する場合は、保育料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに保育料の納付が困難であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 園児若しくは学資負担者が災害を受け、保育料の納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項に規定するもののほか、保育料の免除を申請した者には、保育料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、保育料の徴収を猶予する。

（徴収猶予の取扱い及び期間）

第11条 前条の徴収猶予の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該期限りとする。

2 保育料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとする。ただし、前期分については9月末日、後期分については3月末日（修了に係る者の後期分については、2月末日）を超えないものとする。

（月割分納）

第12条 第10条第1項各号の一に該当する者で、特別の事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

（月割分納の額及び納期限）

第13条 月割分納の額は、保育料年額の12分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の保育料の納期限は、毎月20日とする。ただし、休業期間中の保育料の納期限は、休業開始日の前日とする。

第4章 選考会議

（選考会議）

第14条 保育料の免除等の選考を行うため、選考会議を置く。

2 選考会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 園長

(2) 部内教頭

(3) 教諭

3 園長は、選考会議を招集し、その議長となる。

- 4 選考会議は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 許可の取消し等

(許可の取消し)

第15条 学長は、保育料の免除等を許可された者が、次の各号の一に該当する場合は、選考会議の意見を聴いて、当該許可を取り消すものとする。

- (1) 保育料の免除等の理由が消滅した場合
- (2) 当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明した場合

2 前項第1号の規定により保育料の免除の許可を取り消された場合は、取り消された日の属する月から月割によって計算した額を取消しの日の属する月に、又は保育料の徴収猶予の許可を取り消された場合は、当該期に納付すべき保育料の全額を理由が消滅した日の属する月に納付しなければならない。

3 第1項第2号の規定により保育料の免除の許可を取り消された場合は、免除された額の全額を、又は保育料の徴収猶予の許可を取り消された場合には、当該期に納付すべき保育料の全額を、取り消しの日の属する月に納付しなければならない。

第6章 雑則

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、保育料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

保 育 料 免 除 申 請 書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

課 程 年保育課程 組
園 児 氏 名
保 護 者 氏 名

下記により保育料免除の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 年度 前期分
後
- 2 免除を受けたい理由（詳細に）

（注）保護者氏名は、必ず本人が自署すること。
備考 規格は、A4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

保育料 徴収猶予 申請書
月割分納

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

課 程 年保育課程 組
園児氏名
保護者氏名

下記により保育料の 徴収猶予 月割分納 の許可を受けたいので、関係書類を添えて

申請します。

記

- 1 年度 前後 期分
- 2 徴収猶予 月割分納 の許可を受けたい理由（詳細に）

（注）保護者氏名は、必ず本人が自署すること。
備考 規格は、A4とする。